

令和8年度 関西広域連合 イル・ド・フランス州との覚書締結等に係る訪仏手配業務 公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務名

令和8年度 関西広域連合 イル・ド・フランス州との覚書締結等に係る訪仏手配業務

2 業務の趣旨・目的

関西広域連合広域連合長をはじめとする関係者が、フランス共和国イル・ド・フランス州（パリ市内等）との覚書締結及び、新たな覚書にて協力拡大する分野に関連する施設の視察等のため渡航するにあたり、航空券、宿泊、車両、保険、渡航手続支援、通訳、記念品等を一括して手配し、本事業を円滑かつ安全に実施することを目的とする。

3 業務内容

別添「令和8年度 関西広域連合 イル・ド・フランス州との覚書締結等に係る訪仏手配業務 仕様書」のとおり。

4 契約期間

委託契約締結の日から令和8年12月25日（金）まで

5 提案上限金額

14,057,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

※航空券代、宿泊代、諸経費（航空保険料、空港税等）、海外旅行保険代金、昼・夕食事代、については、提案金額には含めることとするが、別途請求書により渡航者が支払う。なお、同費用と業務委託費をあわせた本業務に要する費用の総額は提案上限金額以内とすること。

6 スケジュール

2026年8月4日（火）	公募開始
2026年8月14日（金）17時	仕様書等開示及び質問受付締切
2026年8月18日（火）	質問への回答
2026年8月24日（月）17時	企画提案書類提出締切
2026年8月下旬（予定）	選定委員会（書面）
2026年8月下旬～9月初旬（予定）	契約締結

7 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- （3）関西広域連合を構成する2府6県4政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和

歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市。以下「構成団体」という。)の地方税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

- (4) 過去に、欧州への訪問業務等、本業務と同種又は類似の業務について、国又は地方公共団体から受託した実績があること。また、欧州現地との密な連絡体制が整っていること。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、構成団体の競争入札において指名停止又は参加資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者にいずれにも該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 複数の法人等による共同企業体で提案する場合は、構成員となるすべての法人等が(1)～(7)の要件を満たすこと。なお、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となり、又は単独で応募することはできない。

8 募集要領等の配布

- (1) 配布期間：令和8年8月4日(火)～令和8年8月24日(月)
- (2) 配布方法：関西広域連合公式ウェブサイトからダウンロードで配布

<https://www.kouiki-kansai.jp/kojinyusatsu/11175.html>

※郵送による配布は行わない。

9 質問・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和8年8月14日(金)17時まで
- (2) 提出方法：ア 質問がある場合は、質問票(様式4)を提出すること。
 - イ [電子メール renkeisuishin@kouiki-kansai.jp](mailto:renkeisuishin@kouiki-kansai.jp)宛てに送信すること。
 - ウ 件名に「【質問票提出】イル・ド・フランス州との覚書締結等に係る訪仏手配業務」と明記すること。
 - エ 電子メール送信後、必ず電話で到着確認をすること。
確認の電話の受付時間は、(1)の平日の9時30分から17時までとする。
 - オ 口頭、電話による質問は受け付けない。

カ 質問への回答は、令和 8 年 8 月 18 日（火）までに関西広域連合ホームページ <https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/index.html> に掲載し、個別には回答はしない。

※質問内容に応募者を特定できる内容を記載しないこと。応募者を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。

※企画提案書の評価に係る質問には回答は行わない。

10 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者は最初に仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式 1）、参加表明書（様式 2）、誓約書（様式 3）を提出すること。書類を提出した者に限り、仕様書を開示する。詳しい応募手続き等は、以下のとおり。

（1）仕様書等提供の申込み

ア 提供申込期限：令和 8 年 8 月 14 日（金）17 時まで（必着）

ただし、持参する場合は、平日 9 時 30 分～17 時の時間帯に受付けする。

イ 提供申込方法：仕様書等の提供を希望する事業者は、仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式 1）、参加表明書（様式 2）、誓約書（様式 3）の電子データ（PDF）を電子メールにより renkeisuishin@kouiki-kansai.jp へ提出すること。原本はメール送信を含め 3 営業日以内に下記（3）の担当部署宛てに到着するよう郵送にて提出すること。

※件名に「仕様書等提供申込(イル・ド・フランス州との覚書締結等に係る訪仏手配業務)」と明記すること。

※口頭、電話、FAX等による開示申請は受け付けない。

ウ 開示方法：電子メールにより順次開示する。

（2）応募書類の受付期間及び提出方法

ア 受付期間：令和 8 年 8 月 4 日（火）～令和 8 年 8 月 24 日（月）17 時まで（必着）

ただし、持参する場合は、平日 9 時 30 分～17 時の時間帯に受付けする。

イ 提出方法：持参または郵送によること。併せて必ず受付期間中に電子メールにより、応募書類のデータを renkeisuishin@kouiki-kansai.jp 宛てに送信すること。

ウ 費用負担：応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

（3）担当部署及び問い合わせ先

〒530-0005 大阪市北区中之島 5 丁目 3 番 51 号

大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）11 階

関西広域連合本部事務局連携推進課 有賀

Tel: 06-4803-5612

E-mail: renkeisuishin@kouiki-kansai.jp

11 提出書類

(1) 仕様書等提供申込み時の提出書類

	書類名	内容・記載する事項等	部数
①	仕様書等提供申込書兼 守秘義務誓約書	【様式1】により作成すること	正本1部
②	参加表明書	【様式2】により作成すること	正本1部
③	誓約書	【様式3】により作成すること	正本1部

(2) 企画提案時の提出書類

	書類名	内容・記載する事項等	部数
①	企画提案書（申込書）	【様式5】により作成すること	正本1部
②	企画提案書（本紙）	・用紙はA4判（図や表等について、A3判をA4判に折り込むことも可）とし、ページ数は10ページ以内（その他の提出書類を除く）で作成すること。 ・文字サイズは10.5ポイント以上とし、各ページにページ番号を付与すること。 ・別紙「仕様書」に基づき提案し、以下の内容を必ず記載すること。なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これを類推できるような事項を記載しないこと。 ア 3日目（11月11日現地祝日）午後に視察ができる関西広域連合分野事務に関連する場所を1～2ヶ所提案すること。なお、視察先との調整を含め現場を説明できる者を手配すること。 4日目12日（木）夕方の懇談会場を提案すること。 イ 現地訪問先に随行する通訳（日本語－仏語）を提案すること。上級通訳者については、本業務と同等の通訳経験並びに実践的かつ高度な通訳が可能であることを確認するため、手配予定の通訳者の過去の業務実績を明記すること。 ウ 関西広域連合と受託事業者等との業務実施に向けて連絡体制の構築、緊急時の体制など効果的かつ確実に業務が遂行できる実施体制を主担当者、副担当者、責任者等を明確にしたうえで企画提案書本紙に記載すること。 エ 事業実施のスケジュールを企画提案書本紙に記載す	正本1部 副本3部

		ること。 オ 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載すること。 なお、契約後再委託を行う際には、予め関西広域連合の承認が必要があるので留意すること。 ※ 関西広域連合の承認を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。 ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）は、再委託を行うことはできない。 ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、関西広域連合の承認を要する。 ③「軽微な作業」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上げ等）は再委託に際し、関西広域連合の承認を要しない。 カ ア～オの企画提案書必須記載事項以外に、本事業の目的を達成するため、効果的な方策等が考えられる場合は提案すること。ただし、提案内容の実施については、事業者特定後、関西広域連合と協議のうえ決定する。	
③	見積書	仕様書に掲げる業務について、着手から事業完了までの全てに要する経費の総額とその内訳を記載すること。 ※消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。 ※様式は任意	正本1部
④	業務実績	【様式6】により作成すること。 今回の業務と同種又は類似の業務をこれまで実施した実績（過去5年間）について記載すること。	正本1部 副本3部
⑤	会社概要	【様式7】により作成すること。 ※参考資料としてパンフレット等を追加で添付することができる。	正本1部
⑥	共同企業体関係書類 ※共同企業体で参加する場合のみ	（1）共同企業体届出書【様式8】 （2）共同企業体協定書【様式9】 （3）使用印鑑届【様式10】	正本1部

（注）宛名を記載する場合は、すべて「関西広域連合 広域連合長 三日月 大造」と記載すること。

（3）応募書類の取扱い

- ア 応募書類は、本プロポーザルにおける事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、関西広域連合情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

12 審査の方法

(1) 審査方法

関西広域連合が設置するプロポーザル審査会において、提出された応募書類及びヒアリング（必要に応じて実施）について、下記（3）に定める基準に基づき書面審査をする。

(2) ヒアリングの実施

提出された応募書類について、必要に応じてヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合には、応募者に別途通知する。

(3) 審査基準

審査は、次に定める基準に基づき行い、総合的に評価することとする。

評価項目	評価内容		配点
全体評価 15 点	的確性	本業務の仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的な提案がされているか。	5 点
	実現性	本業務を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5 点
	理解度	本業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5 点
提案項目 35 点	視察先等	目的に合致した視察先等が適切に提案されているか。	15 点
	体制	本業務を円滑に遂行するために、通訳者や現地ガイド等、適切な人員の確保ができるか。	15 点
	独創性	事業者が有するノウハウや独自の工夫を盛り込んだ、具体的かつ実現可能な提案があるか。	5 点
業務実施 35 点	実施体制	業務を実施できる人員が確保され、業務分担が明確であり、緊急時を含めたサポート体制が構築され、業務を効率的に遂行できる実施体制となっているか。	15 点
	工程	適正な実施スケジュールが示されているか。	10 点
	業務実績	過去 5 年間に本業務と同種・類似業務の実績があるか。 4 件以上・・・10 点、3 件・・・6 点、1～2 件・・・2 点	10 点
価格点 15 点		満点（15 点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※0 点以下端数切り捨て ※委託業務分に対する評価とする。	15 点
合計			100 点

【配点基準】各項目について、下表の5段階で評価する（業務実績及び価格点を除く）

配点	極めて優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15点	12点	9点	6点	3点
10点	10点	8点	6点	4点	2点
5点	5点	4点	3点	2点	1点

（４）候補者の選定方法

- ア （３）により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案事業者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を最優秀提案事業者とする。
- ウ ア、イに関わらず、得点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

（５）審査結果

契約交渉の相手方が決定した後は、応募者全員に審査結果を通知するとともに、最優秀提案事業者については、関西広域連合ホームページ

<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/11175.html> において公表する。なお、審査内容に係る質問や意義は一切受け付けない。

（６）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- ウ 見積書の金額が5「提案上限金額」を超える場合
- エ 7「参加資格」を満たしていない場合
- オ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談した場合
- カ 事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- キ 関西広域連合、構成団体及び審査委員に対して、評価に関係する事項について、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 契約手続

- （１）契約交渉の相手方に選定された者と関西広域連合との間で協議を行い、委託契約を締結する。
- （２）採択された提案について、採択後に関西広域連合と詳細を協議する。この際、内容、金額について変更が生じる場合がある。
- （３）契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- （４）契約交渉の相手が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 構成団体から入札参加停止の措置を受けている者
 - イ 構成団体を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の

請求を受けた者

- (5) 最優秀提案事業者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (6) 契約相手方は、原則として関西広域連合の承認を受けないで、再委託をしてはならない。関西広域連合は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に委託業務の主たる部分が含まれている場合

14 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 応募書類の提出は、1 応募につき 1 提案とする。
- (3) 仕様書を踏まえ、明確かつ具体的な提案をすること。
- (4) 書類提出後の差し替えは原則的に認めない。ただし、関西広域連合から指示があった場合を除く。
- (5) 書類提出後の追加書類の提出は原則的に認めない。ただし、関西広域連合が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (8) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて関西広域連合に帰属するものとする。
- (9) 本募集要領に定めのない事項については、関西広域連合と協議の上、決定するものとする。